

金ケ崎町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

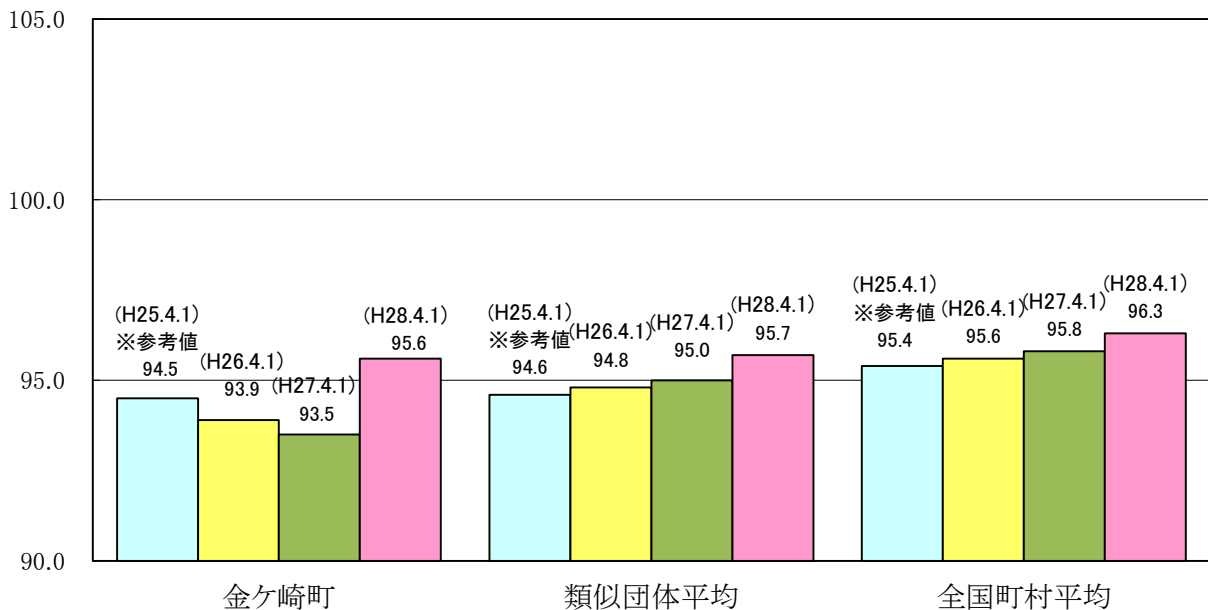
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 16,021	千円 8,643,988	千円 302,850	千円 1,238,866	% 14.3	% 13.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 131	千円 499,137	千円 75,480	千円 181,268	千円 755,885	千円 5,770	千円 5,587

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年間に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①平成18年度～平成20年度に行った昇給抑制措置の回復を、平成28年4月1日に行ったため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	円 —	円 —	円 —	円 —	% —	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施時期：平成28年4月1日

実施内容：国の見直しに準じ、平均2%の引き下げ。また、激変緩和のため3年間(平成31年3月31日)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施時期：平成28年4月1日

実施内容：医療職給料表(一)の適用を受ける職員について、国と同様に見直しを実施。

③その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
金ケ崎町	39.6 歳	292,100 円	331,938 円	315,816 円
岩手県	43.7 歳	328,161 円	391,407 円	357,504 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.2 歳	309,125 円	353,255 円	333,780 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
金ケ崎町	49.3 歳	5 人	309,100 円	336,420 円	341,590 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	自家用乗用 自動車運転者	—	—	—
うち用務員	49.3 歳	5 人	309,100 円	336,420 円	339,253 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.68
うち調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	調理師	— 歳	— 円	—
岩手県	51.1 歳	289 人	320,455 円	352,253 円	338,445 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	285,179 円	310,508 円	298,716 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
金ケ崎町	5,526,040 円	—	—
うち自動車運転手	— 円	— 円	—
うち用務員	5,506,140 円	2,732,900 円	2.0
うち調理員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成25年～27年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該欄はすべてアスタリスク（*）としている。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
金ケ崎町	44.1 歳	319,000 円	327,847 円
岩手県	47.4 歳	397,356 円	442,917 円
類似団体	39.9 歳	284,554 円	316,024 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		金ケ崎町	岩手県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	178,300 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	145,900 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	143,300 円	—
	中 学 卒	134,000 円	135,200 円	—
教 育 職 (幼稚園教諭)	大 学 卒	183,200 円	199,700 円	—
	短 大 卒	163,800 円	—	—
看護・保健師職	大 学 卒	206,300 円	—	—
	短 大 卒	194,200 円	—	—

※金ケ崎町の上記初任給の金額は試験による採用の場合です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

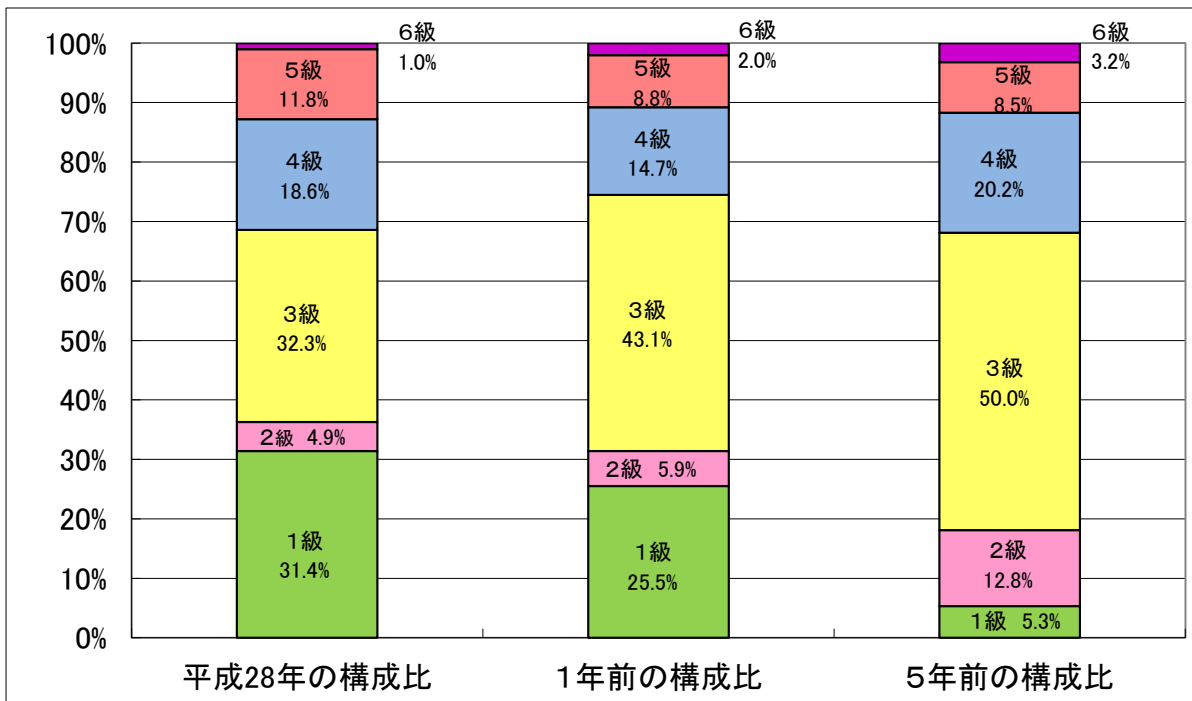
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	289,600 円	341,600 円	378,700 円	410,400 円
	高 校 卒	0 円	315,400 円	352,600 円	362,500 円
技能労務職	高 校 卒	0 円	0 円	291,200 円	0 円
	中 学 卒	0 円	0 円	303,400 円	0 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事	32人	31.4%	140,100円	246,100円
2級	主事	5人	4.9%	190,200円	303,000円
3級	主査、係長	33人	32.3%	226,400円	348,800円
4級	課長補佐	19人	18.6%	259,900円	379,800円
5級	課長等	12人	11.8%	286,200円	391,800円
6級	参事	1人	1.0%	317,000円	409,000円

- (注) 1 金ヶ崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	金ヶ崎町		国	
	管理職員	一般職員	指定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

金ケ崎町	岩手県	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,304 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,737 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	金ケ崎町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

金ケ崎町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%	
1人当たり平均支給額	11,219 千円	19,440 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)			4,459 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)			1,115 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師	16 %	4 人	16 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			—
(ラスパイレース指数)			—

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

特殊勤務については、平成22年度から医師に係る手当を除き、廃止しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	29,847 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	251 千円
支給実績（平成26年度決算）	17,626 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	151 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 月額：配偶者13,000円、その他の者1人あたり6,000～11,000円	同		12,638 千円	203,836 円
住居手当	賃貸住宅居住者等に支給 月額：27,000円以下	同		8,188 千円	282,326 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用、または交通用具等を使用している職員に支給 交通機関利用者 55,000円以下、交通用具等使用者24,500円以下	異	地理的事情等を考慮して交通用具等使用者にかかる限度額が異なる。	6,285 千円	61,609 円
宿日直手当	宿直または日直勤務をすることを命ぜられたときに支給 1回 4,200円	同		517 千円	4,235 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に支給 1時間 勤務1時間あたりの給与額の135/100	同		1,068 千円	24,255 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 月額 給料月額×10/100	異	国では定額制をとっているが、当町は管理職手当20%削減中なので従来の制度を維持している。	5,836 千円	486,300 円
寒冷地手当	11月～翌年3月までの間に在勤する職員に支給 月額 7,360円～17,800円	同		8,382 千円	63,500 円

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	744,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	()	(円)	827,000 円	556,500 円
副 町 長	副 町 長	590,000 円	670,000 円 / 514,400 円	
	()	(円)		
報 酬	議 長	283,000 円	345,000 円 / 256,000 円	
	()	(円)		
	副 議 長	229,000 円	262,000 円 / 211,600 円	
議 員	議 員	212,000 円	241,000 円 / 183,300 円	
	()	(円)		
期 末 手 当	町 長	(平成27年度支給割合)		
	副 町 長	3.10 月分	3.10 月分	
議 長	議 長	(平成27年度支給割合)		
	副 議 長	3.10 月分	3.10 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.425	15,177,600	任期ごと
備 考	備 考	給料月額×在職月数×0.2328	6,592,896	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

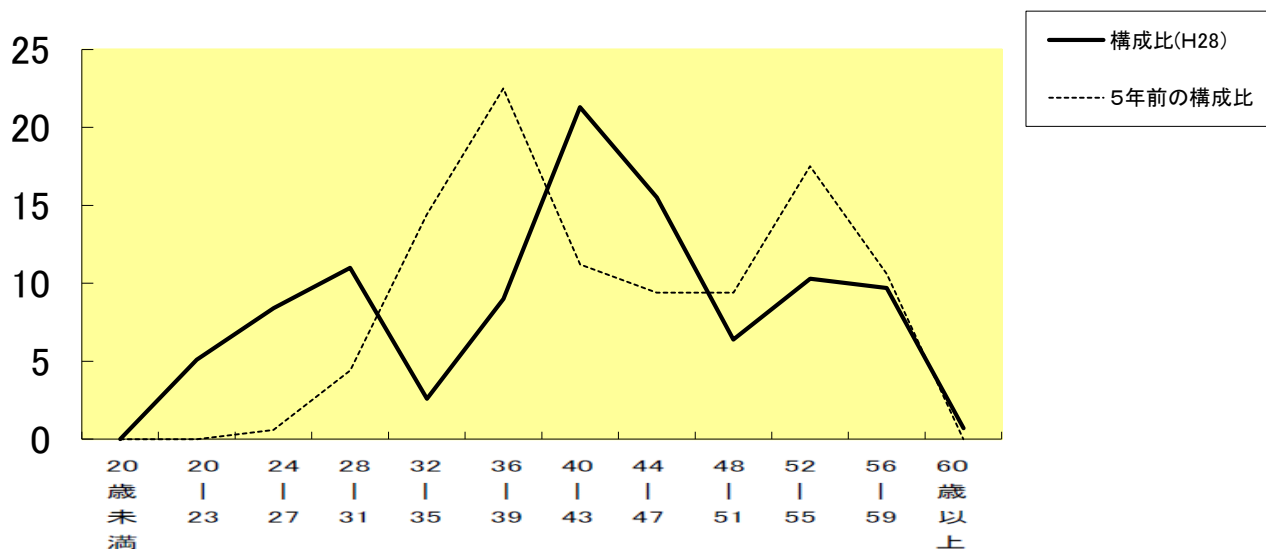
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成28年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務企画	32	32	0	
		税務	6	6	0	
		民生	14	11	3	
		衛生	16	15	1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	12	12	0	
		商工	5	4	1	
		土木	7	8	△ 1	
	計	96	92	4	〈参考〉 人口1万人当り職員数 59.92人 (類似団体の人口1万人当りの職員数88.58人)	
	教育部門	38	39	△ 1		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	134	131	3	〈参考〉 人口1万人当り職員数 83.64人 (類似団体の人口1万人当りの職員数108.65人)	
公営企業等	会計部門	水 道	4	5	△ 1	
		下 水 道	2	3	△ 1	
		そ の 他	15	17	△ 2	
		小 計	21	25	△ 4	
合 計		155	156	△ 1	〈参考〉 人口1万人当り職員数 96.75人	
		[218]	[218]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	13人	17人	4人	14人	33人	24人	10人	16人	15人	1人	155人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
部門別							
一般行政	90	90	89	90	92	96	6人 (6.7%)
教育	39	39	39	39	39	38	△1人 (△2.6%)
消防	—	—	—	—	—	—	
普通会計計	129	129	128	129	131	134	5人 (3.9%)
公営企業等会計計	28	28	27	26	25	21	△7人 (△25.0%)
総合計	157	157	155	155	156	155	△2人 (△1.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	301,160	45,116	33,918	11.3	11.5

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	5	20,507	3,566	8,205	32,278	6,456	6,190

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。
 3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,185千円を含まない。

イ 特記事項

人件費は収益的支出に4.3名、資本的支出に0.7名です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
金ヶ崎町水道事業	48.6 歳	365,192 円	501,940 円
類似団体	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

金ヶ崎町水道事業		一般会計	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)	
1,641 千円		1,333 千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

金ヶ崎町水道事業			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職2~45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職2~45%加算	
1人当たり平均支給額	— 千円	20,735 千円	1人当たり平均支給額	11,219 千円	19,440 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均である。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）
制度なし

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）
制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	667 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	133 千円
支給実績(平成26年度決算)	1,368 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	342 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	4(6)に同じ	同		1,405 千円	281,000 円
住居手当	4(6)に同じ	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	4(6)に同じ	異	4(6)に同じ	226 千円	45,115 円
管理職手当	4(6)に同じ	異	4(6)に同じ	482 千円	481,860 円